

平成30年分 確定申告の留意点 他

平成31年2月18日(金)～3月15日(金)が確定申告の期間となります。また、ご子息等へ贈与を行った場合の贈与税の申告も同期間となります。今回は主に今年の確定申告での留意点をお伝えいたします。

1 配偶者控除の改定

(1) 確定申告をする方の所得によって控除額が変わります。

確定申告をする方(一般的には世帯主、夫)の給与(所得)金額によって、配偶者(一般的には妻)控除できる限度額が変動します。

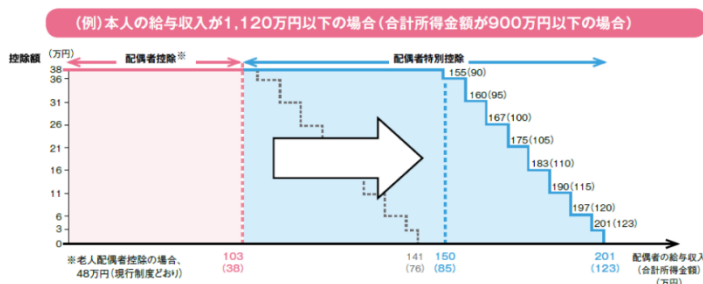
確定申告する方の給与収入(所得額)の段階 ※ 給与収入のみの場合	配偶者年齢と控除額	
	69歳以下	70歳以上
給与収入 1,120万円(所得 900万円)以下	38万円	48万円
給与収入 1,120万円超～1,170万円以下(所得 900万円超～950万円以下)	26万円	32万円
給与収入 1,170万円超～1,220万円以下(所得 950万円超～1,000万円以下)	13万円	16万円
給与収入 1,220万円(所得 1,000万円)超	控除無し	

確定申告をする本人の所得が900万円超(給与収入のみの場合 1,120万円超)の方で、従来配偶者控除を適用していた方は、去年より税負担が重くなります。

(2) 配偶者の収入(所得)金額による控除額の区分の変更

配偶者特別控除の金額が右記図のように変更となり、控除限度額 38万円を適用できる配偶者の収入(所得)上限額が150万円(85万円)になりました。

※確定申告する方の収入 1,120万円(所得 900万円)以下の場合。



2 確定申告手続きの利便性が向上

事前にご本人が税務署に出向き、ID、パスワードの発行を行う必要がありますが、今年より、スマートフォンから(還付)確定申告ができるようになりました(年末調整済みの給与所得者で、医療費控除、寄付金控除を行う方のみ)。ICカードリーダーの準備が不要で手軽ですので、ご利用を検討してみたいはいかがでしょうか。

従来同様、ご自宅のパソコンからe-taxからの申告をする場合でも、e-taxのシステムからQRコードを印刷することで、コンビニでも納付も可能となりました。申告手続きだけでなく、納付方法の幅も広がり、税務手続きの利便性が向上しています。



その他 法人の決算対策 中小企業の所得拡大税制の上乗せ措置

所得拡大税制の税額控除上乗せ措置適用のためには、通常の給与等支払い額の増加等の要件の他、「中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、経営力向上を確実にすること」が必要となります。経営力向上計画の対象となる設備購入を予定している場合はもちろん、設備投資がなくても申請可能なので、当期中に「経営力向上計画」の認定を受けてみてはいかがでしょうか。

@ 2月の予定

- 2/12 ・ 1月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 2/28 ・ 12月決算法人の確定申告
- ・ 3, 6, 9月決算の消費税及び地方消費税の中間申告,

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

